

総長にその旨の通告をしなければならない。事務総長は、この議定書の他の当事国、経済社会理事会書及び世界保健機関にこれを直ちに伝達する。

2 世界保健機関は、当該薬品が中毒癖を生じさせること又は中毐癖を生じさせる製品に転換することができると認定したときは、当該薬品に次のいずれの制度を適用すべきかを決定する。

(a) 千九百三十一年の條約の第一條第二項第一類に掲げる薬品について同條約中に規定する制度

(b) 千九百三十一年の條約の第一條第二項第二類に掲げる薬品について同條約中に規定する制度

3 前項の規定によるいかなる決定又は認定も、運営なく国際連合事務総長に通告される。事務総長は、すべての国際連合加盟国、この議定書の当事国たる非加盟国、麻薬委員会及び常設中央委員会にこれを直ちに伝達する。

4 この議定書の当事国は、国際連合事務総長から前記2(a)又は(b)に基く決定を通告する通報を受けたときは、千九百三十一年の條約に規定する適切な制度を当該薬品に適用しなければならない。

第二條 麻薬委員会は、国際連合事務総長からこの議定書の第一條の規定による通告を受けたときは、千九百三十一年の條約の第一條第二項第一類掲げる薬品に適用すべき措置を世界保健機関の決定又は認定を受領するまで当該薬品に暫定的に適用すべき

かどうかをなるべくすみやかに審議する。麻薬委員会がこの措置を暫定的に適用すべきことを決定したときは、この決定は、国際連合事務総長によつて、この議定書の当事国、世界保健機関及び常設中央委員会に連絡なく通報される。この場合には、この措置は、当該薬品に暫定的に適用される。

第三條 この議定書の第一條又は第二條について行なわれたいづれの決定又は認定も、その後の経験に照らして、この章に規定する手続に従つて変更することができます。

第四章 一般規定 第二章

(c) 受諾すること。
受諾は、国際連合事務総長へ正式文書を寄託することによって行われる。

第六條 この議定書は、二十五以上の国が基いて行なわれたいづれの決定又は認定も、その後の経験に照らして、この章に規定する手続に従つて変更することができます。

第七條 この議定書は、千九百二十五年二月十九日にジユネーイ署名された危険薬品に関する国際条約の第一條に定める生あへん、薬用あへん、コカ葉若しくはインド大麻又は千九百十二年一月二十三日にヘーベで署名された国際あへん條約の第二章に定めるあへん煙膏には適用しない。

第八條 第五條

受諾に関する留保なしで署名し、又は第五條に従つて受諾した国は、

又は第五條に従つて受諾した時又は、この署名若しくは受諾が議定書の効力発生の後になされた場合には、署名若しくは受諾の日の後三十日の期間が満了した時にこの議定書の当事国となる。

第九條 国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国並びに第五條及び第六條に掲げる非加盟国に、これらの諸條に従つて受領したすべての署名及び受諾並びに第八條及び第九條に従つて受領したすべての通報を通告する。

第十條 国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国並びに第五條及び第六條に従つて受領したすべての署名及び受諾並びに第八條及び第九條に従つて受領したすべての通報を通告する。

第十一條 国際連合事務総長によつて登録される。

以上の証拠として、正當に委任を受けた下名は、各自の政府のためにこの議定書に署名した。

第十二條 政府の承認を條件として
A・コスター・ドウ・レル
F・ファン・ランゲン
ボーフェ
千九百四十八年十一月十九日

ベルギー王国のため
オーストラリアのため
ジョン・A・ビーズリー
千九百四十八年十一月十九日

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のため
ミーナス

この議定書の効力発生の日から五年の期間が満了した後は、この議定書は、

この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をもつてひとしく正文とし、国際連合加盟国と経済社会理事会によつて勧誘された非加盟国との署名又は受諾のために開放される。

いかなる国も、署名若しくは正式受諾書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告によつて、自國が国際的責任を有する地域の全部又は一部にこの議定書を適用することを宣言することができる。この議定書は、通告中に指定する一地域又は諸地域に、国際連合事務総長がこの通告を受領した日の後三十日目から適用される。

第二條 麻薬委員会は、国際連合事務総長からこの議定書の第一條の規定による通告を受けたときは、千九百三十一年の條約の第一條第二項第一類掲げる薬品に適用すべき措置を世界保健機関の決定又は認定を受領するまで当該薬品に暫定的に適用すべき

前記のいずれの国も、次のことを行うことができる。

(a) 受諾に関する留保なしで署名すること。

(b) 受諾を條件として署名し、後

第九條 この議定書の効力発生の日から五年の期間が満了した後は、この議定書は、

この議定書の効力発生の日から九日

書のいずれの当事国も、自國のため又は自國が国際的責任を有する地域のために、国際連合事務総長に寄託する文書によつてこの議定書を廃棄することができる。

アルゼンティンのため
政府の承認を條件として
エンリーケ・V・コロ

千九百四十八年十一月十九日(パリ)

モロッコのため
ジヨン・A・ビーズリー
千九百四十八年十一月十九日

ペルギー王国のため
オーストラリアのため
エントラリオのため
ミーナス

千九百四十八年十一月十九日

ブルガリアのため
政府の承認を條件として
A・コスター・ドウ・レル
F・ファン・ランゲン
ボーフェ
千九百四十八年十一月十九日

ペルギー王国のため
政府の承認を條件として
A・コスター・ドウ・レル
F・ファン・ランゲン
ボーフェ
千九百四十八年十一月十九日

ブルガリアのため
政府の承認を條件として
A・コスター・ドウ・レル
F・ファン・ランゲン
ボーフェ
千九百四十八年十一月十九日

カナダのために ラルフ・メイバンク	ホアキン・バラゲール	ボンデュラスのために 政府の承認を條件として テイブルシオ・カリアス。
千九百四十八年十一月十 九日	月十九日	千九百四十八年十一月十 九日
チリのために 政府の承認を條件として H・サンタ・クルス	エクアドルのために ホルヘ・カルレーラ・ア ンドラード	アイスランドのために 千九百四十八年十一月 十九日
中国のために チヤン・ベンシユ	千九百四十八年十一月十 九日	インドのために エジプトのために 後の大受諾を條件として A・M・カシヤバ
コロンビアのために R・ウルダネータ・アル ベラエス	千九百四十八年十一月十 九日	パンデイット 千九百四十八年十二月六 日
政府の承認を條件として アルベルト・F・カーナ	サルヴァドルのために エクトル・ダヴィッド・ カストロ	イスラエルのために 千九百四十八年十一月 十九日
コスタ・リカのために 政府の承認を條件として アルベルト・F・カーナ	千九百四十八年十一月十 九日	イランのために イラークのために 千九百四十八年十一月 十九日
キュバのために チエツコスロヴァキアのために 政府の承認を條件として ドクトル・アドルフ・ホ フマイステル	千九百四十八年十一月十 九日	レバノンのために チャールス・マリク
デンマークのために 政府の承認を條件として J・C・W・クルス	千九百四十八年十一月十 九日	リベリアのために 千九百四十八年十一月十 九日
ドミニカ共和国のために 政府の承認を條件として	千九百四十八年十一月十 九日	パキスタンのために 千九百四十八年十一月十 九日
ハイチのために 政府の承認を條件として	月十九日	パナマのために 千九百四十八年十一月十 九日
オランダ王国のために 政府の承認を條件として J・H・ファン・ロイエン	月十九日	南アフリカ連邦のために W・G・ペルミンテル
サウディ・アラビアのために フェーザル	千九百四十八年十一月十 九日	ソヴィエト社会主義共和国連邦の ために A・ボゴモロフ
ニュー・ジーランドのために ジエームズ・ソーン	千九百四十八年十一月十 九日	千九百四十八年十一月十 九日
ルクセンブルグ大公国のために 受諾を條件として アルバート・カルメス	千九百四十八年十一月十 九日	グレート・ブリテン及び北部アイ ルランド連合王国のために P・C・ゴードン・ウォーカー
メキシコのために F・ベルツケメル	千九百四十八年十一月十 九日	千九百四十八年十一月十 九日
フィリピン共和国のために ボーランドのために	月十九日	アメリカ合衆国のために 外交關係について責任を有す るすべての地域を含めて

ウイラード・L・ソープ

千九百四十八年十一月十九日

サン・マリノのために

政府の承認を條件として

エンリーケ・C・アルマ

ンド・ウゴン

千九百四十八年十一月二十二日

ヴェネズエラのために

政府の承認を條件として

ガエネズエラは、この議定書

の第五條2(c)に掲げる方式に従う。

C・E・ストルク

千九百四十八年十一月十九日

ルーマニアのために

政府の承認を條件として

ドロミレスク

千九百四十八年十一月十九日

イエメンのために

エーヴィースラヴィアのために

政府の承認を條件として

ヨザ・ヴィルファン

千九百四十八年十一月十九日

○石原(幹)政府委員 ただいま議題となりました千九百四十六年十二月十一日にレーラ・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一

て、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、一九四八年十月八日

に国連総会で採択され、同年十一月十九日

にパリで署名されたものであります。

この議定書の第五條2(b)に従い、受諾を條件として署名す

る。

フイリップ・ヴァッテル

千九百四十八年十一月十九日

モナコのために

M・ロゼ

取締りが行わられており、わが国も一九

千九百四十八年十一月十九日

九日

スイスのために

この議定書の第五條2(b)に従い、受諾を條件として署名する。

A・ドゥナティ

千九百四十八年十一月十九日

バイリップ・ヴァッテル

千九百四十八年十一月十九日

ルーマニアのために

ドロミレスク

千九百四十八年十一月十九日

モナコのために

ルーマニアのために

ドロミレスク

千九百四十八年十一月十九日

モナコのために

ドロミレスク

モナコのために

〔参考〕

外務公務員法案
外務公務員法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 職階制(第五条—第六条)

第三章 任免(第七条—第十二条)

第四章 給与(第十三条)

第五章 能率(第十四条—第十六条)

第六章 保障(第十七条—第二十一条)

第七章 服務(第二十三条)

第八章 名譽總領事及び名譽領事

並びに外國人の任用(第二十四条—第二十五条)

第九章 雜則(第二十六条—第二十八条)

附則 第一章 総則 (この法律の目的)

第一条 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給与、能率、保障、服務等に關し國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽總領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外國人の任用について規定することを目的とする。

(外務公務員の定義)
第二条 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいう。
一 特命全権大使(以下「大使」という。)
二 特命全権公使(以下「公使」という。)又は全権委員の代理、顧問及び隨家公務員法等の準用)
第三条 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表四 全権委員
五 政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員

六 外務職員

2 この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際會議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付与された者をいう。

3 この法律において「外務職員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際會議に参加し、且つ、条約に署名調印する権限を付与された者をいう。

4 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務(これと直接関連する業務を含む)及びその一般的補助業務に從事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。

(外務職員に対する国家公務員法等の適用)
第五条 国家公務員法並びにこれに基づく法令の規定は、この法律にそとの特例を定める場合を除く外、外務職員に適用があるものとする。(特別職の外務公務員に対する国家公務員法等の準用)
第六条 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大使及び公使、政府

員に准用する。この場合において、国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第一百条第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全権委員又は政府代表若しくは全権委員の代理、顧問表若しくは全権委員の代理、顧問」である。

2 前項に定めるものを除く外、大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員の任免その他事項については、この法律の定めと/orする。

第三章 任免

(外務公務員の次格事由)

第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

(特別職の外務公務員の任免)

第八条 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 外務職員の官職の格付に關し必要な事項は、政令で定める。

(外務職員の公の名称)

第六条 外務職員(外務事務次官を除く)は、組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従い用いる公の名称として、參事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、總領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理

副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

2 外務大臣は、公の便宜のために國際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いたことがある。

3 前二項に定めるものを除く外、外公の名稱に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一條 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

(大使及び公使の待命)

第十二條 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外國に派遣されるまでの間、待命となる。

2 待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

(信任状等の認証)

第九条 大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

(選考による外務職員の任命)

第十条 外務大臣は、もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する事務に關し、外務大臣により適當な行政

(在外公館に勤務する外務公務員の給与)

第十三条 在外公館に勤務する外務公務員の給与は、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第一号)に基いて支給するものとする。

第五章 能率

(勤務成績の評定)

第十四条 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修)

第十五条 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外國を含むその他の場所で研修を受ける機会を与えるなければならない。

(査察)

第十六条 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使としして派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を連帶なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 前二項に定めるものを除く外、勤務条件に関する行政措置の要求による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に対し、再審査の請求をすることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、待命の大使又は公使は、この法律の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

4 前二項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない。大使又は公使と異なることはない。

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第六章 保障

2 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「要求」とあるのは「請求」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、

第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に対し」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

(懲戒処分に関する審査)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をさき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分に関する審査の請求は、国家公務員法第九十条の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。

第二十条 外務大臣は、前条に規定する請求を受理したときは、直ちにその事案を審議会の調査に付されなければならない。

第二十一条 外務大臣は、前条に基いて事案を調査する場合において、处分を受けた外務職員の請求があつたときは、口頭審理を行わなければならぬ。口頭審理は、非公開とする。

第三条 審議会は、前項の規定に基づいての口頭審理に出席し、陳述を行ふべきである。

第四条 外務大臣は、前条に規定する審議会の調査の結果に基いて当該処分を承認し、修正し、又は取り消さなければならぬ。この場合において、処分の修正又は取消をしたときは、その処分によつて当該外務職員が失つた

給与の弁済をしなければならない。

第二十二条 前三条に定めるものを除く外、懲戒処分に関する審査の手続に關する必要な事項は、政令で定める。

(第七章 服務)

(休暇帰国)

第二十三条 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これらに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一ヶ月を加算した期間)が四年を超える者に対し、二月以内の期間(勤務地と本邦との間を往復するに要する期間を除く)で一回に限り、休暇のための帰国(以下「休暇帰国」という)を許すことができる。

第二十四条 特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとすることができる。

第三条 第一項の休暇は、有給休暇とする。

第四条 前三项に定めるものを除く外、休暇帰国に關する必要な事項は、外務省令で定める。

第五条 名誉総領事及び名譽領事並びに外国人の任用

(名譽総領事及び名譽領事の任命) 第二十四条 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名譽総領事又は名譽領事を任命することができる。

(外国人の採用)

第二十五条 外務大臣は、審議会の

意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができない。

第二十六条 在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する一級の外国人を採用することができない。

(第九章 雜則)

(政令及び外務省令)

第二十七条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十二条の規定に基づく政令案の立案並びに第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

(罰則)

(国外犯罪)

第二十八条 国家公務員法第一百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(国外公務員法)

(国外公務員災害補償法)

第十九条 第四条において準用する国家公務員法第一百条第一項又は

第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に

違反する行為を企て、命じ、故意

にこれを容認し、そそのかし、又

はそのほう助をした者は、一年以

下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

(国外公務員法)

(国外公務員災害補償法)

第十九条 第四条において準用する

国家公務員法第一百条第一項又は

第二項の規定に違反して秘密を漏

らした者及びこれらの項の規定に

違反する行為を企て、命じ、故意

にこれを容認し、そそのかし、又

はそのほう助をした者は、一年以

下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

第二十九条から第二十二条までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないものに準用する。この場合において、第十九条、第二十条第二項及び第四項並びに第二十一条後段中「外務職員」とあるのは、「外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替えるものとする。

(外務人事審議会)

(第十四条の二)

外務人事審議会

(第十四条の二)

(外務人事審議会)

第十四条中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

(外務人事審議会)

第十四条中「外務省研修所」を「外務人事研修所」に改める。

(外務人事研修所)

されたという報道がありますけれども、政府にその公報が入つておるかどうか。これが否決されますと、各方面に非常な悪影響を及ぼすものであつて、マーカット将軍の帰朝報告の中に、国際通貨基金に加盟することによつて、外国からの借款などの道が開けるというようなことが触れられております。その他いろいろの方面で非常に影響を及ぼすと思うのでありますけれども、政府としての対策はどういうふうになつておるか、その点お尋ねします。

○石原(幹)政府委員 否決されたとかどうとかいう公報には何もまだ接しておりません。政府といいたしましては、やはり從来通りぜひともこれに入りたいという方針のもとにいろいろやつておるわけであります。私の仄聞するところでは、たしか加入金の問題その他について、若干検討されておるのじやないかと思うのであります。まだ御質問のような公報には何ら接しております。

○並木委員 国府との条約の交渉はどのように進展しているかをお伺いしたいと思います。現在問題になつておる点はどういう点か、それからこれはいつこる調印されるか。非常に早く調印されるという報道もありますが、政府としてははどうこれを見ておるか。これはもちろん批准条項が入つておると思ひますから、調印直後に国会の承認を求めるものと思ひますけれども、その点もあわせてお伺いします。

○石原(幹)政府委員 これは大体皆様方も新聞その他でも御案内と思うのであります。吉田書簡の線に沿いまして、ただいま交渉を進めておるところでございます。ただいままでの会談に

よりまして、先方の見解といいますか要望等も大体明らかになりましたので、ただいまわが方の見解も示しまして、極力折衝をしておるところでござります。折衝の経過中でありますので、ここでいろいろ詳しいことを申し上げることはできないのであります。が、大きく問題になつておりますのは、賠償額の問題であるとか、あるいは財産及びその請求権等の問題、あるいは適用範囲といいますか、そういうようなことが主として論点になつておるのではないかと思いますが、しかしながら方ともいたしましても誠意をもちまして、一日も早くこれができ上るように、たゞいま交渉を続けておるところであります。

次のお尋ねの調印等の時期であります。が、これは今後の折衝状況にかかるわけでありまして、大体今月中には調印になるのではないかと思つております。もちろん批准条項を含むものと用ひうるのであります。調印が終りましたならば、国会の承認を求めるような手はずに相なることと思つております。

○並木委員 次に行政協定のことでお尋ねをしておきたいと思います。それは行政協定の第二十四条です。この第二十四条は、全体の調和から考えましても、ほかとつり合ひがとれておらぬい。内容を検討すればするほど、これは行政協定の中に含まれるべきものではなくて、安全保障条約の中に第一条の第二項として挿入するのが適当であると思われるのです。それは、この行政協定第二十四条の中における共同措置ということ一つとつてみても、言うことができると思うのであります。一体共同措置とは何であるか。

れは安全保障条約にもどこにも全然申して来おりません。共同措置といふのがとられるならば、根本的な方針として当然これは安全保障条約の中に今までおるべきものであると思いまして。そこから初めて駐留軍の配備に関する規律というものが行政協定で印されたのであるべきものと思うのです。ですから私は、共同措置といふのははどうものであるかというと、明らかにこれは行政協定の条文でなく、安全保障条約の中に挿入されるべきものであると思う。それからこの条文それ自体も、「共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」とありますて、協議の方があとになつて來ているのです。共同措置をまずとすれば、その上に「安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない」とあるのですから、この共同措置といふのはよく、重大的な措置でなければならないと思う。こういう見地からひとつ政府の所見をただしてみたいと思うのです。

ば、行政協定にもいろいろの規定がきたかと思うのですが、軍もおきませんので、結局こういう形にならぬといふ意味で、共同措置といふのは、やはりこういう場合には日本側の治安もしつかり固めておかねばならぬというのであります。共同措置といふ言葉が入つたのだろうと思ひます。

○並木委員 佐藤法制意見長官が見えておりますから、お尋ねいたしましたが、法制上の見地からだいまの私の質問はどうお考えになりますか。私はどうしても、この第二十四条といふものは行政協定の中に含まるべきものではなくて、本来の根本方針を定めた安全保障条約の第一条の第二項として掲げられておりましたところを、石原政務次官が至れり尽せりの説明をされまして、私としては申し添えるところがございませんけれども、今の石原さんの要點をサム・アップいたしますと、かれに日本にも軍隊があつて、これが軍事協定であるということであるならば、まさに安全保障条約そのものの問題となりましようけれども、そうでないことを十四条といふ条文は、法律的に言えれば、なくても同じ結果になるのではないかと私は思うのであります。ありますから、結局安全保障条約の実施のための念のための規定として入つたと

○並木委員 かりに佐藤さんが野党の議員であつたら、さようなことを言うかどうかということは、私ははなはだ疑問に思うのですが、それならば今度はラスク特別代表と岡崎国務大臣の書簡の問題について、先に佐藤長官をお尋ねいたします。石原さんに先にお尋ねいたしました。おおむ返しの答弁しかしそうもあります。

ラスク特別代表と岡崎国務大臣の書簡の内容を見ますと、これまた明らかに条約の一種であつて、両政府間の単なるとりきめではないと思うのです。特にその中で、九十日たつても区域とか施設などについて話合いがきまらなかつた場合には、現状通り継続するものという了解事項がござります。これなどは非常に重要な事項ではないかと私は思う。ラスク特別代表と岡崎国務大臣の書簡というものは、当然安全保障条約の第三条の第二項として挿入されるべきものであると思うのです。これは単なる書簡ではなくて、書簡の内容は明らかに双方の権利義務を定めた条約であると私は考える。ですから国会の承認を得る必要があると思うのですけれども、見解をお尋ねいたします。

○佐藤(邊)政府委員 この実体によつてわかりますように、この書簡の中に書いてあることは、この安保条約の実施の当初に起る事柄を結局書いているわけあります。従いまして普通の立法技術、すなわち国内法でありますならば、御承知の通りそういう規定は法律であれば附則で経過規定を、この法施行の際これく、政令においても同じような形をとります。しかしこれ

は条約といいますか、行政協定の方の国際関係の問題は、これは何も国内法と同じ形にしなければならぬという鉄則はどこもございませんから、便宜書簡の形でこれが追加されたというのを、実質的にこれを申しますならば、今の一例で申しましたように行政協定の中に附則と書いて、その中にはまつてあるものと法律的には同じものだといふふうに考えております。

○並木委員 この内容の中に、単なる駐留軍の配備を規定する以上の権利義務を双方で持つていると私は思うのですがけれども、その点どう考えますか。

○佐藤(邊)政府委員 これは並木委員なりあるいは石原さんの方が一体にはお詳しいかも知れませんが、私はこの協定の中にいろいろ施設などの提供について協力をすることが書いてあつたよう記憶いたします。そのことについての協定発効当初のことと書いただけのことで、先ほど申しましたように、国内法で言えば附則として経過的につけ加えられる事項に該当するものというふうに、きわめて単純に丁承いたしております。

○並木委員 石原次官答弁ございませんか。

○石原(幹)政府委員 これはただいま意見長官が言われたことと大体同じでありますて、われわれは行政協定の一部といいますか、付属のものと解釈いたしているのでありますて、別に新たな権利義務を定めたというわけではなく、この平和条約第六条にすでに規定されております使用期間その他のことをあらためて確認し合つたと、こういうふうに解釈しているものであります。

○並木委員 では次に行政協定の議事録の第二十五条に関する点でお伺いしておきたいと思います。それは岡崎氏の陳述として「日本国が漸増的に自國の防衛のため自ら責任を負う」とあつて、経費が増加するということが明らかに触れられてあるのです。この経費の増加というのは、具体的に何に必要とする費用をさしているのか、その点をお伺いしたい。

○石原(幹)政府委員 これはただいまのところでは、まず警察予備隊とか海上保安隊、こういうものに関連するものではないかと考えます。

○並木委員 それで問題が展開されてしまうわけですから、それだけ承つておきます。

次に行政協定の第十二条、これは合衆国が直接物資を調達し、直接請負契約をするという項目でありますけれども、これで見ますと、日本政府の機關を通じないで直接物資の調達をやるべきで直接請負契約をやるのであるかどうか、これをお聞きしたい。もしそうだとすると特別調達庁というものはどうふうになつて行くのか、この点をすなお伺いします。

○石原(幹)政府委員 この問題はたゞいま予備作業班でいろいろ検討されてゐるのでありますて、今後もまだされることはと思うのであります。ただし、お尋ねの日本政府の機関を通ずるかあるいはどうかということについて、は、まだ決定していないようあります。す。

○並木委員 しかし第十二条は明らかに直接物資を調達する、直接契約をするというふうに読めるのですが、この点いかがですか。

○石原(幹)政府委員 これは十二条等二項にも「日本国の經濟に不利な影響を及ぼす虞があるものは、」云々といふようにこともあります。役務の提供と物資の調達の両方の問題につきましては、ただいま予備作業班で具体的な方法をいろいろ検討中であります。こちらからも要望もし、向うの様子も聞いています。こういうふうに今やつておるわけであります。

○並木委員 それは日本の經濟に不利な影響を及ぼす場合のことであつて、原則は第十二条の第一項ではないのですか。これが原則で、第三項はその例外になる。

○石原(幹)政府委員 これはこの通りに向うは権利は有しているのであります。が、わが方からもまたいろいろの今までの体験から割出したことであるとか、「いろいろの希望を申し入れて、予備作業班で検討している段階であります。

○並木委員 すると第一項は原則でないけれども、必ずしもこの通りには實際にはならないかもしれない、こういうふうに聞いていいわけですか。日本との機関を通じてやるということになるとかもしれないし、役務なり、第二項のように日本国の権限のある当局との調整のもとに、また当局を通じてやるというふうな段取りに今なりつある、こういうふうに聞いていいわけですか。

○石原(幹)政府委員 そういうふうではありませんが、先ほど申し上げましたように、予備作業班でいろいろやつてあるのでありまして、向うは権利を有しておかなければなりませんが、その権利を放棄してしま

こういうやり方がいいということであれば、またその方法もとれるのであります。そして、そういうことをたどりましても、作業班でいろいろ考究しておる。このこととあります。

○並木委員 特別調達室の点はどうですか。

○石原(幹)政府委員 かりに物資の供給の問題でいかような結論が出ますから、役務の関係の方などで、当然そういう若干の仕事あるいは相当の仕事残るのではないかと思うのであります。特別調達室という名前になるか、うかわからませんが、こういう種類の機関が存置されるのではないかと思ております。

○並木委員 私の質問はあと大橋大臣と木村法務総裁でありますから見え次第やることにして、一応これ打切つておきます。

○仲内委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 日本の国内における終後の占領軍に属する人たちの犯罪が、のくらいあつたかを、もしあわからなつたら教えていただきたいと思ひます。それは大体不間に付され、あるはまた公表されなかつたのが多いのやないかと思いますが、もしあわからになつたら教えていただきたい。

○石原(幹)政府委員 ただいまこの資料を持つておりますので、これは後刻調へまして次の機会が別のお会にお答えしたいと思います。

○戸叶委員 最近黒人兵の自動車強盗が多くなつておりますので、この恐怖感からタクシーの運転手が夜が多いと思います。ことに今度の行政決定によりまして裁判管轄権が國人主

をとられるようになりますと、問題が起きたときに自分が不利に導かれることを未然に防衛するために、タクシーの運転手の人たちが、タクシーに乗りたいと言われましてもこれを拒否するような場合が非常に多いと思います。これが万事で、さわらぬ神に当たりなしこういうような卑屈感のもとに、日本人とアメリカ人との間は感情の悪化ということを免れないというような場合が多くなつて来るんじやないかと思思います。そういう意味から政府は、こういった人たちの間の日米感情の悪化といふようなものを、どういうふうにお考えになるおつもりであるかを伺いたいのであります。これは当然行政協定の専門主義というよろ、日本に裁判権がないというよろなところから起きて来る不安だと思うのですが、それに対してのお考えを伺いたいのであります。

うにわれ／＼としても努力をしなければならぬと思つております。

○戸叶委員 そういうふうな点がよく一般的に伝わつていればいいのですが、私が二、三日前に乗つた運転手さんが、とても恐しくて外人なんか乗せられません。私たちの仲間はみなこういうふうに思つていますということを言つての専属感を持つつている人たちが割合に多かつたと思いますから、こういう点も気をつけていただきたいと思います。

それから非常事態が生じましたときに、その出動にあたりましては、合同委員会において意見をまとめるということが書いてございますが、その場合に、もしも日米の間に意見の一一致を見なかつたような場合にはどうなるのでしょうか。日本がアメリカにどうしても従わなければならないか、それとも日本独自の形をとることが許されるでしょうか、その点を伺いたい。

○石原(幹)政府委員 ただいまの御質問、まことにむずかしいお尋ねでございまして、ここで私から間違つたことをお答えをしてもどうかと思ひますので、詳しいことは差控えたいと思ひますが、そういうようなことは、安保条約なり行政協定なりを結びました全体の精神から考えまして、大体あり得ないのじやないかと、われ／＼は考えておるのであります。

○戸叶委員 今お答えになることは非常に困難なことだとおつしやいますが、その点をしんしやくいたしまして、何かの機会にどなたから承りたいたいと思いますが、そういうことはあります。

いらっしゃる外務省の方としてのお言葉は、私はどうしても了承できないと思うのです。そういうようないふくんな場合を考えた協定というものが結ばれて行かなくちやならないと思いますから、この点は十分に御考慮になつておいていただきませんと、私どもはとても不安で、やりきれないというふうとだけ申し上げておきたいと思います。

次に講和条約が発効いたしましてから、ソ連の代表部が一体どういうふうな形になるのかをお伺いしたいと思います。まだ解決されておりません引揚げ問題などは、どういう形で解決されるような見通しをお持ちになつていらっしゃるか、その点もあわせてお伺いしたいと思うのです。

○石原元(幹)政府委員 これは時節柄まさに微妙な問題でありまして、今後の連合国間の話合いにもなることと思いますので、ソ連の代表部の地位が実際にどうなるかというようなことにつきましては、政府としては現在のことろ答弁は差控えたいと思うのであります。ただ純粹な法律論といいますか、純粹な法理論といたしましては、ソ連の代表部は対日理事会に対して代表として派遣されておる機関でありますので、平和条約の発効に伴いまして連合国最高司令官の地位が消滅して、その諸問機関であります対日理事会が解消いたしますとともに、代表部としての地位は法的には消滅するという解釈もできるのであります。従いましてソ連代表部が対日理事会解消後も引き続き日本に残留するという場合は、その地位は法的には消滅するという解釈もできるのであります。

こちらに帶在しておるものと、こういうことに考えます。しかしこれはただいまお断りいたしましたように、純粹な法理論だけ申し上げたのであります。して、実際の問題については連合国間の話合いとか、いろいろなことがあると思います。

○戸叶委員 もう一つ伺いました点、一応ソ連代表部がありましても、引揚げ問題はそれほど日本の望むようく親切に解決されませんでしたけれども、一応精神的な圧迫になつたと思ひますが、今後引揚げの問題を解決なさいますのにどういうような形でなさるか、その見通し等について承りたいと思います。

○石原(幹)政府委員 今後の引揚げ問題につきましては、これはまず国連の絶対的な協力を求める。ことに国連は俘虜引揚特別委員会等も設けられまして、本年も委員会がすでに開かれ、また八月には開かれますが、この国連の機関を通じましてお願ひをする。それから同時に、これはまだ公にはどうかと思うのですが、将来できれば正常の外交機関を持つております第三国等をも通じていろ／＼依頼をしたい。ことに発効後はわが方といたしましても在外公館が各地に置かれることになりますので、そういう在外公館等から第三国等にもいろ／＼お願ひをしてしまして、強力にこの問題を進めたい。それからその他国際赤十字を通ずるとか、従来やつておりますいろ／＼の方法をあわせ用いまして、この問題を引き続き強力に続けて行かねばならぬと思つております。

○戸叶委員 ただいまのお話で、ソ連代表部の問題は一応連合国間の話合い

で大体きまるというようなお話をされましたが、昨晩の夕刊だったと思いまして、その通りです。もちろん日本では正式のソ連外交官はいないかもしれません、もしソ連の人が残られたような場合に、日本の政府といたしましてこの人たちの旅行制限なり、あるいはまた行動を監視するというようなことを独立後に置いてなさるかどうか伺いたいと思います。

○石原(幹)政府委員 私の承知しておるところでは、ヨーロッパその他の諸国でいろいろやつておりますのは、報復措置といいますか、相互主義によりまして、一方がやるから一方がやるということではないかと思うのであります。ただいまのところでは、日本にはもつと非常に大きな問題がございまして、一方がやるから一方がやると相互主義でやらなければならぬということはないよう思いますので、この問題は何ともここで私からはただいまのところは申し上げられません。

○仲内委員長 次に林君。

○林(西)委員 私は第二十四条の問題について、石原さんにお聞きいたしました。先ほど並木君からの質問があつたのですが、またもう少し掘り下げてお聞きしたいと思うのです。第一に、第二十四条の「日本区域」というのはどこをさすのか、まずそれをお聞きしたい。

○石原(幹)政府委員 これは地図でどういう線を引くかということははつきりしていないようありますが、日本及びその周辺というふうに解釈できるのじやないかと思います。

○林(西)委員 この行政協定を見ますと、いろいろな言葉が使つてあるのです。で、これは正確にしておかなければならぬと思いますが、第三条の「日本国領域」というのはまた違うのですか。「日本国領域」への、領域からの航行、航空、通信、又は陸上交通」というような言葉がありますが、これとどう違うのですか。

○石原(幹)政府委員 これは領域とはまた違うのであります。領域、領海ともこれは違うと思ひます。そこで先ほども申し上げましたように、地理的に線を引きまして、ここへと限定することは、これはちよつとむずかしいのではないかと思うのであります。場合に応じまして、そのときの情勢によつて判定をする、こういうことより申し上げようがないと思います。

○林(西)委員 そうすると、朝鮮、台湾、沖縄、仏印なんかはどうなりますか。

○石原(幹)政府委員 これはそのときどきに応じまして、協議してきめることがあります。となると思うのであります。昨日の参議院の予算委員会であります。朝鮮は、岡崎国務大臣の答弁では、朝鮮は日本区域には入らないのではないかとういうような答弁があつたやに私は思うのであります。

○林(西)委員 そうすると、この安全保障条約の第一条の「日本国内及びその附近」とあります。これとは合致するのですか。「日本区域」、これとはまた別な概念ですか。

○石原(幹)政府委員 大体似ているといいますか、大体同じような考え方でいいのじやないかと思います。

○林(西)委員 日本国内及びその付近

に配備するアメリカの軍隊が行動する場合は、極東における国際の平和と安全の維持のためだとあります。そうすると、この極東における国際の平和と安全の維持ということは、朝鮮、台湾、ベトナムは入るわけなんですか。

○石原(幹)政府委員 極東といえば、これはまたその範囲は相当広くなるのであります。それで、今言われたような事例は入るものと思います。

○林(百)委員 そうすると、朝鮮戦線がもう少し逼迫して、対馬あたりまで来るところなります。どちらまで来るといふなりますか。どうなるのですか。

○石原(幹)政府委員 対馬は日本領土でありますから、もちろん対馬については問題ないと思います。沖縄は残存権が日本にあるのであります。これもやはり問題はないかと思しますが、要するに先ほど申しましたように、この安保条約並びに行政協定全体の精神から、その態勢々々に応じまして「日本区域」というような範囲の解釈が判定されて行くことと思います。

○石原(幹)政府委員 それは場合にもあります。近海で危険を及ぼしたとかと思います。そうすると、朝鮮の戦線や台湾の問題が、対馬とか沖縄の近

辺に危険を感じられるような情勢になります。

○石原(幹)政府委員 急迫した脅威が感ぜられるような場合には、もちろん入ると思います。

○林(百)委員 これは一方は直接的な「敵対行為」で、一方は「敵対行為の急迫した脅威」ですから、わけて考えなければならぬと思いますが、私は最初の「敵対行為」ということをまず聞いているわけなんです。ですから対馬とか沖縄の領土へ直接危険を感じている場合は「敵対行為」になるのか、あるいは「敵対行為の急迫した脅威」となるのか、その辺はどうなんですか。

○石原(幹)政府委員 どうもこういふ程度の質問で重大な問題をいろいろここで、こういう場合はどうか、こういふ場合ははどうかというのはなかなかむずかしいと思いますが、直接敵対行為で現実にそういうふうに感ぜられる場合は、これは「敵対行為」と解釈しなければならぬと思います。

○林(百)委員 この「敵対行為」と「敵対行為の急迫した脅威」とはどう違うんですか。

○石原(幹)政府委員 これは大体読んで字のごとしだと思うのであります。現実は敵対行為があれば「敵対行為」だし、敵対行為の急迫した脅威が感ぜられれば後段の方であろうと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、朝鮮戦線だけ、あるいは台湾だと仮印——仮印なら少し遠くなります。朝鮮に今ことにアメリカの軍隊が国連軍の名において出動しておりますが、こういう場合は、これは行政協定第二十四条に

よる「敵対行為の急迫した脅威」というのにはならないわけですか。

○石原(幹)政府委員 ちょっととただいの質問よくはつきりしなかつたのであります。先ほど言いましたように直接敵対行為が行われておるような情勢であれば、これは「敵対行為」であり、兵を集めおるとか、そういう準備をしておるというような情勢がわかりました。

○林(百)委員 それまたあらためてお聞きなんです。そうすると、そのときの情勢、状況によつて前段になるか、後段になるか、これは重ねて申しますように、こういう場合はどうふうになるのではないかと思います。

○林(百)委員 岡崎國務大臣が見えたようですが、たとえば今度の行政協定の第三条に「日本区域」という言葉もあります。おそらく領域よりは広くて、そ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、簡単に……。

○林(百)委員 仲内委員長あと二人ばかり通告が

ありますから、岡崎國務大臣に――今

○岡崎國務大臣 それは賢明なる林君の御質問とも考へないのであります。とい

うことは、この協定の親になります安全保障条約の第四条には、「日本区域」という字が出ておりまして、その当時盛んに日本区域とは何ぞやという質問がありました。それで安全保障条約の「日本区域」という字をこの際はとつたのであります。

○林(百)委員 それをまたあらためてお聞きなんです。そうすると、たとえば今度の行政協定の第三条に「日本区域」という言葉もありました。おそらく領域よりは広くて、そ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、簡単に……。

○林(百)委員 岡崎國務大臣これは念のため規

定であります。たとえばこの行政協定の中には日本の領域とか、それから日本並びにその付近といふような言葉が安城」というのはどういうことをさしてい

が、日本の上空に達するまでは日本領土でないからほつておくといふので

は、日本の上空に達してすぐ爆撃されてしまう場合もあるので、そういう

が、たとえば今マ・ラインの問題が撤廃された、されないというような問題で、東支那海あるいは北洋方面の漁業の問題が非常に起きております。おそらく領域よりは広くて、そ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

が、たとえば今マ・ラインの問題が撤廃された、されないというような問題で、東支那海あるいは北洋方面の漁業の問題が非常に起きております。おそらく領域よりは広くて、そ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

うふうになりますから、安全保険条約の「極東」というよ

これははどういうように岡崎國務大臣は解釈していますか。これはわれくももちろん一応の概念は持つておりますが、要するに「敵対行為の急迫した脅威」ということが相当広範囲に解釈され得ると思いますが、この前段の「敵対行為」と、「敵対行為の急迫した脅威」というのはどういうように区別されますか。これで考えられているか、大臣の考え方を聞いておきたいと思います。

○岡崎國務大臣 「敵対行為」という初めの方は、敵対行為が生じた場合ということになりますから、現実に敵対行為が起つた場合、つまりホステイリティが現実に発生した場合、それから「敵対行為の急迫した脅威」が生じた場合、これは「急迫した」という字がなくとも一種の意味をなすわけで、敵対行為の脅威が生じた場合、しかしそういうと非常に範囲が漠然としますので、どうしても日本にやつて来る、緊急事態が起りそうな場合という意味で、特に急速した、だから遠くの方で起りそううだといふ漠然たる考え方でなく、ほんとうに急迫して、出て来るのだといふ場合を考えておるのであります。

○林(百)委員 そうするとともう少し具体的にお聞きしますが、直接的な「敵対行為」でなくとも、一敵対行為の急迫した脅威」という意味に、たとえば朝鮮戦線がまだ休戦会談が成立しておりませんが、朝鮮戦線の問題、あるいは将来台湾の解放というような問題が起きた場合、あるいは仏印でアメリカ側の好ましくないような状態が発生した場合、こういう場合は急迫した脅威の中に入るのかどうか、それをお聞きをしておきたい。

○岡崎國務大臣 これは現実の事態が

起つてみないとわからないのであります。それで場合には、九州方面には「敵対行為の急迫した」事態が起つて、人心が非常に不安になつたと思ひますが、その後連軍の力が増して、三十八度線に押し返してしまつたので、今は現実に戦闘行為があすこで行われても、日本国民としては「敵対行為の急迫した」事態が起つておるとは考えていいと思います。同じような問題でもその事態によつて違うのであつて、いざれも相対的なものでありますから、今仮印の事態がこうなればどうだ、ああなればどうだという、そういうことをあらかじめ想定して言うわけには参らないであります。事実日本の安全が保障されないような事態が、起りそうだと認められる場合のみが急迫した事態であります。

は、実際そななかどうかといふことを、日米両政府の間で相談をすることが、この条文によつて義務づけられてゐるかどうか、その点を一応お聞きしておきます。

○岡崎國務大臣 これは全般的に私が国会で報告したときに申しました通り、これだけの条文なら美は言わすものがなのくらい、言う必要がないほどのものであるというわけであります。

「敵対行為」なりあるいは「急迫した脅威」なりが起つてゐるかどうかということは、これは義務つけられる問題でも何でもないので、両方で始終日本の安全を守るために、そういう事態があるかないかは注意して見ていかねばならぬ。気がつけば、やはり相手が気がつかない場合があるかもしれないから、すぐ話をすると。これは当然のことであります。

それからなおとの方の条文の解釈がちよつと私どもと違うのは、そういう場合に「日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り」というのと、「安全保障条約第一条の目的を遂行するため」両方で協議するのであります。とつてしまふのではなくて協議する。

○林(百)委員 そうしますと、今朝鮮事変が始まつており、それから吉田・アチソン交換文書によれば、朝鮮の武力侵略が日本にもまた関係のないものでもない。だから朝鮮の武力侵略に対して、国連軍が軍事行動を起している場合には、日本はこれに役務施設を提供して協力しなければならないといふことが、はつきり書いてあるのであります。しかし、そうなりますと、しかもアメリカ側では、実は非常事態宣言をすでにしておるのであります。従つてア

メリカ側で非常事態宣言をし、朝鮮半島が日本の安全にも関係があるものとされ、吉田・アチソン交換文書によつて日本が国連軍にあらゆる協力をしているということになりますと、アメリカ側の判断によりますと、すでに「敵対行為の急迫した脅威」というものは現状にあるのだ、そのため必要な共同措置を日本はるべきだということを、当然考へると私は思うのであります。ですが、これについてアメリカ側は、そう考へても、われくはまだ第二十四条の日本区域の防衛のための必要な共同措置はとる必要はないのだ、われわれは日本の國に対しても何らの脅威も何も感じておらないのだということを、が言い得るかどうか、その点をお聞きしておきたいと思います。すでに吉田・アチソン交換文書では、実質的にはこの第二十四条の日米の間の必要な共同措置というものを保障している。要するに現在がすでに第二十四条の具体的な適用の状態になつてゐるといふに考えられるのであります。もしそうでないならば、われくは朝鮮事変に対する協力をする必要はないと思ひますが、その点はどうなんですか。

きるだけの協力をすると、こういう趣旨で交換公文をつくつておるのであります。

○林(百)委員 一応ごもつともらしい答弁ですが、しかし行政協定の第一条を見ますと、行政協定の対象になるアメリカの軍隊といふのは、アメリカ合衆国の軍隊で日本の領域にある間ににおけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍とありますし、日本に駐留するだけでなくて、朝鮮、台湾で作戦するため日本に日本の領域にある間のアメリカの軍隊もまたこの行政協定のいろ／＼の特権の対象になると、われ／＼は考えるが得ないのであります。そうする

い。

○岡崎国務大臣 アメリカ政府も日本

政府もこまかしたり、こまかされたりする気はござりますんで、お互いに誠意をもつて話しをいたしてい

ます。それでその間はわからない

現在 占領軍として日本におるアメリ

カ軍はすなわち国連軍であります

が、占領軍としての行動もつていて

あります。それでその間はわからぬ

じやないかとおつしますが、整然

たる区別があるようありますて、占

領軍としての費用はたとえば終戦処理

費で出している、ところが国連軍とし

ての行動については向うも一々明細な

規定を設けまして、これを全部ドル

で費用を払つておるというので、そこ

に截然たる区別があります。今度の吉

田・アチソン交換公文によりまし

も、合衆国に関する限りは、日本国と

のと、アメリカの駐留軍とどう区別な

さるのであります。しかし現実の問題

としては、日本を足場にしてアメリカ

の軍隊が朝鮮へ出かけ、台湾へ出か

け、また台湾、朝鮮から帰つて来て日本

を足場にしてどこへ行くということになつております。一体同じア

メリカ軍で国連軍として行動している

アメリカ軍と、純粹の行政協定に基き

日本に駐留しておるアメリカ軍と区別

するためのマークか何かおつけになる

のでしようか、一体どういう区別をな

りますが、現在国民が異常な関心を持

つてながめておりますこの行政協定に

場合と、行政協定によるアメリカ軍に

ついて、その内容を十分国民の納得の行きますように明らかにする必要があ

ります。安全保全条約によりますと、この条約によつて駐留いたします米軍は、極東における国際の平和と安全の維持

を行つておるが、それがいつまであると私は思います。そしてまたそれを

とく、ただ漫然とめい／＼かつてに、岡崎国務大臣を中心とする政府当局の方

にこの問題について質問をするとい

うことでなく、系統的に、組織的に質

問回答をなすような議事の進行をして

いたいたたい。このことを、特に委員長にお願いを申し上げたいと思うので

あります。すでに行政協定の議事録も発表されましたので、一応材料は整

ましたから、組織的質問ができると思

いますし、一方そのことは、いつまでも

うちやつておくわけには行きません。

国民は一日も早く知りたいと思つてお

りますので、ある一定の期間内に一応

内容を明らかにしておく必要があると

私は考えますから、ぜひひとつ今

後もその場合の中に含まれるものであ

る国际の平和と安全に寄与するために

鮮事変にすぐ出動しなければならない

民は非常に関心を持つております。朝

鮮事変にすぐ出動しなければならない

出動するという場合が起り得るかもし

らないが、現在起つておるあの朝鮮事

変もその場合の中に含まれるものであ

るがどうか。これは国民が非常に関心

を持つておりますので、これはわかつ

たことのよう思ひますけれども、一

応念のためにこの際岡崎国務大臣にお

出勤申しあげたいと思います。

○岡崎国務大臣 朝鮮の問題が、もし

行政協定なし安全保全条約の効力發

生後に起りましたならば、新たなる觀点

から見なければならぬであろうと思

います。しかし、もう過去においてずっと行

われおりまして、国連軍としてこれ

も、今の国連の行動としてこれを見る

ことが至当であろうと考えております。

○黒田委員 私が先ほどお尋ねいたし

ましたのも、もとより安全保全条約が

発効しての後のこととござります。安

全保障条約が発効した後に、なおかつ

い願いたい。これだけのお願いを申し

上げておきます。

そこで岡崎国務大臣に多小御質問申

し上げたいと思いますが、順序をちょ

ううふうにしていただきたいとい

て、ぜひそういうふうにおとりはから

い願いたい。これだけのお願いを申し

上げておきます。

つて、しかもこれが大いに成功しておなり、ただいま休戦の話合いも進んでおるという状況でありますから、これは別個の問題として考えてよろしい、こう思うわけであります。

○黒田委員 くどいようであります。が、そうすると、要するに国際連合軍が朝鮮事変については出動しておるのであるから、日本への駐留軍が安全保障条約に定められております極東の他の地域に出動する場合としての出動といふことはあえてこれをなす必要はないと思う、こういうふうにおつしやつたと思います。それならそれでよろしいのであります。ただし法文の解釈からすれば朝鮮に対し二重の出動、駐留軍もまた行けないことはないといふように、条文の上からはそう解釈ができるのであります。ただ實際問題として、政治的な見方として、そのようなことはなかろう、こうおつしやられることにはすぎないと思ひます。政府がそういうふうな見解を持つておいでになり、特にお尋ねしてみたのであります。私は岡崎國務大臣のただいまの御答弁は、法文上の御解釈の問題ではなくして、政治的御意見であるといふように受取ります。しかしながらかくそいうような政治的御意見を岡崎國務大臣が日本の政府当局として持つておいでになり、アメリカ政府もそういうふうに考えておりりますれば、私ども安心するのであります。それを確かめてみたいのでお伺いしてみた次第

であります。私はこの点については、この程度で終ることいたしました。それからこれは先日お尋ねしたことであります。時間が関係上十分に大臣の御所信を承ることができないで、中途で質疑が打切りになりました問題です。それは合同委員会の問題でありますので、きょうこれを繰返させていただきたいと思うのであります。お尋ねして、私ども安心を得ておきたいと思うことがあります。それは合同委員会の問題につきましては、第二十六条に規定があります。そこでお尋ねした一……。

○仲内委員長 黒田君、ひとり言のようですから、もう少し高声に願います。

○黒田委員 これは私は非常に妙味があると思いますが、メンバーが同数であります。しかも協議機関ということになりますならばけつこうであります。私もそのようなことが起らないことを心から希望しておりますが、ただ法文上から言えば問題がありますので、特にお尋ねしてみたのであります。私は岡崎國務大臣のただいまの御答弁は、法文上の御解釈の問題ではないとお聞きしてみたのであります。私ども安心するのであります。それを確かめてみたいのでお伺いしてみた次第

場合における協議というものを含まれておると思いますので、そこで協議がととのわなかつたときはどうなるのであるか、私どもの心配するのとは、そのときは実力を持つておる側の意図が、事実上強制せられるというようなことになるのでなかろうか、それとも全然白紙になつてしまふのであるか、この点について私どもは疑問を持つておるのであります。条文の上ではその点はつきりいたしません。これをちよつとお聞きしてみたいであります。

○岡崎國務大臣 これはまず第二十四条の点で、御心配をなくするために申しますが、敵対行為またはその脅威を生じた場合には、これは合同委員会の問題でなくして、日本国政府及び合衆国政府が協議をするということになります。従つて合同委員会では、この第一項に書いてありますように、この協定の実施に必要な事項を協議するのではありませんが、そのうちで一番おもなものは、何であるかというと、特にここにあげてある日本国内の施設まで区域を決定する協議機関ということになります。そしてその第三項に「合同委員会は、問題を解決することができるときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府に更に考慮されるよう移すものとす」。両政府間の話合いになるのであります。

す協議の当事者は、すなわち第二十六条によりますと、日本国と合衆国といふことになります。その日本国と合衆国との間に協議するということになると、たゞ日本国政府とアメリカの政府としての権能よりは低いものであります。もし日本国政府とアメリカの政府が協議する場合には、一体だれが協議に当るのか、要するに私は、日本国政府とアメリカ国政府とが協議する以外には、協議の道は普通はないと考えてよろしいと思います。ことに非常事態の問題になりますれば、どうしても政府同士の間の協議になると、ようやに私どもは解釈しないわけには行かないと思ひます。そこで私どもが疑問をたしますところは、もしこの協議会において協議がととのわなかつたときにどうなるのであるかという問題であります。その協議の内容には非常に重いものであります。そこで私どもが疑問をたしますところは、もしこの協議会に第一項に書いてありますように、この協定の実施に必要な事項を協議するのではありませんが、そのうちで一番おもなものは、何であるかというと、特にここにあげてある日本国内の施設まで区域を決定する協議機関といふことになります。それは岡崎國務大臣の御説明が、十分に理由があるのかもしけれませんが、これを聞かせていただければけつこうだと思います。私はこれは従来は協議といふことと、第二十六条の日本国と合衆国との間の協議といふことを区別する理由は、私にはよくわかりません。これは岡崎國務大臣の御説明が、十分に理由があるのかもしけれませんが、これを聞かせていただければけつこうだと思います。私はこれは従来は同じことであると考えておりました。

○黒田委員 大分明らかになりました。そうすると第二十六条における「この協定の実施に關して相互の協議機関でやるものではない、こうしたこととを明らかにしております。

○黒田委員 大分明らかになりました。そうすると第二十六条における「この協定の実施に關して相互の協議機関を必要とするすべての事項」というものが、十分に理由があるのかもしけれませんが、これを聞かせていただければけつこうだと思います。私はこれは従来は同じことであると考えておりました。

○岡崎國務大臣 その通りであります。その解釈の問題も、私の疑問の中に入りました問題の一つであります。私はどうも行政協定の法文の解釈上からいたしますならば、合同委員会で協議することになつておりますが、この合同委員会において心配なり、不安なりを持つ必要はないと思いますが、この合同委員会における協議内容といふものは非常に重要な事項を含んでおります。いわゆる非常緊急事態の発生いたしましたような

○黒田委員 よくわかりました。そこ

でなお私に疑問が起りますことは、こ

の第二十四条の場合、すなわち日本国

政府と合衆国政府とが、重大な緊急事

態が発生いたしました場合に、この条

文に書いてあります「共同措置を執り、

且つ、安全保障条約第一条の目的を遂

行するため、直ちに協議」した結果、

その協議において合意が成立しなかつ

たときには、どうなるか、この疑問が

依然として残る 것입니다。私がさ

きほど申しましたように、協議がと

のわないと、実力を持つ強者が、自己

の意思を遂行するというようなことに

なるのではなかろうかという疑問が、

私どもに非常な不安として抱かれるの

であります。きわめて漠然たる規定に

第二十四条はなつておりますので、実

公式議事録が配付されましたので、実

はこれに何かこの問題について書いて

あるかと思つて読んでみたのであります

が、全然第二十四条の問題は触れら

れおりません。そこで私がただいま

申しました不安——疑問といふより

も、もつと私どもの突き詰めた感情か

らいえ、むしろ不安であります。

間で相談をする、話がまとまらないけれ

ば、まとまらないだけの話であります。

どうもいたし方ないのであります。そ

れをどうもすなおにお受取りなさらな

いで、武力があるものとか、力があるも

のが押しつけるのだという、そういう

意味ではこの協定は動かないのです

ます。日本の国民の心からの協力があ

り、アメリカの軍隊が心から日本の國

を守ろうという、両方に好意と誠意が

あります。日本は軍事的に無力である。そし

めようがないんだというように言つ

て済ませる問題ではないのであります。

アメリカが日本をそういう場合に

援助するか、それとも援助しないで、

アメリカは日本に対してそういう場合

に傍観的態度をとるか、これが実際問

題としては非常に重要な問題である。

私どもは元来この安全保障条約には反

対したのであります。が、安全保障条約

に安全を託そうとする人々の立場

から言えば、ただいま岡崎國務大臣の

おつしやつたような説明では、何のた

めに安全保障条約を締結したかといふ

ことになる。何かそこに保障をしてく

せん。このようないわゆる緊急事態が

起つたときに、日本をどうするか、ア

メリカはどうするかということは、安

全保障条約の中にある一定の角度から

する一定の方針が現われておるのであ

ります。が、単に話し合いができなかつた

白紙状態になるんだ、これはどうに

もしようがないんだというように言つ

て済ませる問題ではないのであります。

アメリカが日本をそういう場合に

援助するか、それとも援助しないで、

アメリカは日本に対するものねらいは、アメリ

カの日本における軍事基地獲得という

ことであります。日本を守らなければならぬ義務はない、白紙に返る

ことを、政府御自身が問わず語りに御

説明になつたものだと私は思います。

○黒田委員 それではもう一問お伺いいたします。これで今日の質問は最後にいたしますが、そこで岡崎國務大臣がただいまのようにお答えください。お申しますけれども、そうなりますと、私ども心配しておりましたのは、岡崎國務大臣のおつしやつたような御説明では、私は納得をしないだろうと考へます。なぜ私はこのことをしつこくお尋ねをするかといいますと、実の氣持であると思ひますから、ただいま岡崎國務大臣のおつしやつたような御説明では、私は納得をしないだろうと考へます。このような意図をアメリカが持つて、本質上の安全保障体制でありますから、特に私はこの点をお聞きしてみたのであります。要するに、結局協議ができなかつた場合は、日本はアメリカにたよることができないのだ、どうすることもできないのだ、アメリカには日本を守る義務はないのだ、これが実はほんとうである。安全保障条約といふような名前をつけておる。この位置をアメリカは保持しておかなればならぬ、こういう方針をとりましたして、アメリカは日本の地理的位置をそのような戦略的見地から見ておる。この位置をアメリカは保持することがいい悪いという価値判断は別と

いたしまして、アメリカは日本の地理的位置をそのような戦略的見地から見ておる。この位置をアメリカは保持しておかなればならぬことであると考えます。このような意図をアメリカが持つて、本質上の安全保障体制でありますから、特に私はこの点をお聞きしてみたのであります。要するに、結局協議ができなかつた場合は、日本はアメリカにたよることができないのだ、どうすることもできないのだ、だからこんなものをたよりにしているとたいへんなことになるかも知れないということを私どもが申しておりますのは、決して私ども事をしいるものではないのであります。ほんとうに日本のことを考えなければならぬ、ごまかしてはいけない、国民に真相を知らせなければならぬ、国民に憂える至情から、私は安全保障条約の内容を正しく解釈し、政府はこれを知らしめなければならないと思う。この考へていたようなものであるということを、政府御自身が問わず語りに御説明になつたものだと私は思います。

言いますと、また失言になりまして取消さなければなりませんが、元來戦力と武力は憲法で禁じておりますから、これはしばらくおきまして、武力と申しますものは、私の考えでは非常に相対的のものだと思います。いつか原子爆弾をやじつておる漫画を見ましたら、石器時代に弓を持つておる人間が来て、この弓さえあれば戦争はおしまいました。この弓に対抗するものはないのですから、一切世界には戦争はなくなるという漫画が書いてありました。石器時代には弓でも最上の武力であります。今となつてはピストルはもう兵器という中に入るかどうか疑わしいといふように、だん／＼変化して来るものでありますからわかりませんが、法律的に申せば、戦力にあらざることは日本は持てるということになります。しかし政治的といいますか、事実的・精神解釈からいえば、戦力に非常に近づくものはよくないじやないかという意見もあるかと思います。これは一に国民の良識にまつて常識的な判断をいたすよりしかたがないと考えております。

○並木委員 そうすると、自衛戦力でもやはりいけないのだといふように了解していいわけですか。

○岡崎國務大臣 もし警察予備隊が現に持つておるものであなたは武力とお考えになりますならば——当然私は憲法に許されておる範囲内の装備を持つておるものと信じております。従つて武力とは何ぞやといふ解釈になるのであります。これも非常にむずかしい、はつきりした定義はないと思ひます。しかし警察予備隊はさておき、

力ではないかとおつしやれば広義の武力であるかもしません。従つてこれを私は憲法で禁じておりますから、これは前に申したようにやはり常識的に判断する以外に方法はないと思います。○並木委員 もう一つだけにしておきます。それはラスク特別代表と岡崎さんとの書簡です。この書簡の内容は、たとえばこういうことが書かれておつて、結論として私は条約の一種ではないかと思うのですが、その例は「予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ」云々と生ずるということは、安全保障条約も効力を生じていないし、従つて行政協定も発効していないのに、予備作業班が作成するとりきめだけが、合意ができるに応じてただちに効力を発すると、いうことは、これは新しい権利義務が出て来るのじやないか、それが一つの例でございます。それからもう一つの例は、施設及び区域などに関する協定でございます。それからもう一つの例でございます。そういう場合は、日本国との平和条約の効力発生の日の後九十日以内に成立しない場合には、現状通り使用を継続することができるという申合せなんですが、これもやはり新しい別の権利義務をここでうたつてあるわけでありまして、そのことは当然安全保謄条約及び行政協定からは出て来ないのです。ですからこの二つの例をとつてみましても、ラスク・岡崎書簡といふものは、単なる書簡ではなくて、両国間の権利義務を設定したところの条約の一種である、国会の承認を得る必要があります。現に建物が三箇月ででき上るとは必ずしも限らないのであります。そこで、ここにもたしかそういう意味の字句が入つておるのであります。「決定及び準備」となつております。つまり

警務官

が

ピストル

を持つておつても

武

警務官

が

ピストル

を持つておつても

要求することができ、且つ、関係政府の同意を得た上で見積を修正することができる。

(a) 適用すべきかを決定する。

一九三一年の条約の第一條第二項第一類に掲げる薬品について同条約中に規定する制度。

(1) 一九三一年の条約の第一條第二項第一類に掲げる薬品について同条約中に規定する制度。これらの制度の大要は、次のとおりである。

A 見積

各締約国は、前記の2の(a)の薬品に関する限り、2の(b)の薬品についても、一九三一年の条約の適用を受け自国の各領域に関して、(a) 医療用及び学術用のためそれ自身としての使用に必要な数量、(b) 内部消費のためのものであると輸出のためのものであると問わず転換用に必要な数量、(c) 保有しようとする準備在庫品の数量並びに(d) 政府在庫品の設定及び保有に必要な数量についての見積を常設中央委員会に毎年提出しなければならない。

この見積にはそれに記載される諸数量の計算方法の説明書を添附しなければならない。監督機関は、この規定を適用しなければならない。規定を適用しなければならない。これらの規定は、次に記載された事項を説明するために必要と認める資料の提出を

販売、分配、輸出及び使用を専ら医療用及び学術用に制限すること。当該薬品を他の目的に使用することを防止するために使用する規則を制定すること。

当該薬品を他の目的に使用することを防止するために使用する規則を制定すること。

くこと。当該薬品に関し年次報告及び輸出入統計を常設中央委員会に提出すること。

認定は、運営なく国際連合事務総長に通告され、事務総長は、すべての国際連合加盟国、この議定書の当事国たる非加盟国、麻薬委員会及び常設中央委員会にこれを直ちに伝達する。

なお、常設中央委員会は、一九二五年の第二アヘン会議によつて設置された機関であつて、現在は国際連合と並んで、その任務は、行政的に連携しているが、それとは独立の機関である。その任務は、麻薬取引の一般的な国際監視である。委員会は、麻薬関係の諸条約の当事国から麻薬の輸出入に関する統計を受領し、この統計に基いて年報を作成して当事国及び経済社会理事会に送付する。右の統計によつて、一国が必要以上の量の麻薬を積積していふと結論した場合には、委員会は、この国に対する麻薬の輸出を中止するよう勧告する権利を有する。

第三条 第一条に基く決定若しくは認定又は第二条に基く暫定的措置の決定若しくは認定は、その後の経験に照らして、第一条又は第二条に規定する手続に従つて変更することができることを規定している。

D 取締

前記の2の(a)の薬品に対しては、締約国は、一九二五年の条約第四条に掲げる物資に適用される同条約の規定を適用しなければならない。これらの規定は、次に記載された事項を説明するために必要と認める資料の提出を

前記の2の(a)の薬品及び2の(b)の薬品とともにその製造は、医療用及び科学用の使用、転換、輸出並びに在庫数量の維持に制限される。

C 禁止及び制限

前記の2の(a)若しくは2の(b)の薬品の一種であるデアセチルモルヒネ、その塩類及びデアセチルモルヒネ又はその塩類を含有する製剤の輸出は原則として禁止されると又は無免許の者がこれを所持することを国内取引上禁止すること。但し、これらの規定は、一定の場合に国際連合経済社会理事会の締約国への通知によつて一定の製剤に対しても適用されなくなる。

前記の2の(b)の薬品に対しては、締約国は、一九二五年の条約の規定を次のとおり適用しなければならない。

当該薬品の製造、輸入、輸出及び卸売をする一切の者及びこれらの者が右の製造者は取引を行う建物を取締ること。当該薬品を無免許の者に交付すること、又は無免許の者がこれを所持することを国内取引上禁止すること。当該薬品の何れかを含有する合成功物で普通の治療用に用いられるものの場合を除き、当該薬品の輸出入に関して許可制をし

第一条に掲げる手続が完了して新しい危険薬品が国際統制の下におかれることまでに適用される暫定的措置について規定している。

すなわち、麻薬委員会は、国際連合事務総長から前記の第一段階の通告を受けたときは、一九三一年の条約の第二項第一類に掲げる薬品に適用すべき措置を、世界保健機関の決定又は認定を受領するまでの間

当該薬品に暫定的に適用すべきかをなるべくすみやかに審議する。麻薬委員会がこの措置を暫定的に適用すべきことを決定したときは、この決定は、国際連合事務総長によつて、この議定書の当事国、世界保健機関及び常設中央委員会に運営なく通報される。この場合には、この措置は、各当事国によつて当該薬品に暫定的に適用される。

4 この議定書の当事国は、国際連合事務総長から第二段階に掲げる決定を通告する通報を受けたときは、一九三一年の条約に規定する適切な制度を当該薬品に適用しなければならぬ。

三、第二章(一般規定)

八箇条からなつてゐる。

第四条は、この議定書の適用範囲外の薬品について規定している。第五条は、この議定書の正文及びこの議定書への加入手続について規定している。第六条は、こ

の議定書の効力発生について規定している。第七条は、この議定書への加入の効力発生について規定している。第八条は、この議定書を本土以外の地域に適用する手続について規定している。第九条は、この議定書の廢棄について規定している。第十条は、この議定書の寄託に関する国際連合事務総長の任務について規定している。第十一条は、この議定書の国際連合事務局への登録について規定している。

第四条 この議定書は、一九二五年の第二回ハノン會議条約第一条に定める生あへん(ケシ)実より得た液体の自然に凝結したもので、セルヒニの含有量のいかんを問わず単に包装及び輸送に必要な程度の加工をなしたもの(薬用あへん(粉状、粒状又はその他の形状のものであると中性物を混ずるものであるとを問わず内国籍局方の定めるところに従い医薬用に適応させるために必要な加工をなした生あへん)、コカ葉(コカ樹科に属するエリトロキシロンーコーカーラマルク、エリトロキシヨンーノヴァ、グラナデンス(モリス)ーヒエロニムス及びその変種の葉並びに右の属の他の種の葉であつて、これから直接又は化学的方法によりコカインを抽出することができるもの)若しくはインド大麻(商業上いかなる名称をもつて指示されているかを問うことなく大麻の雌草の乾燥した花若しくは果実

の付く枝端であつて、未だ樹脂を抽出しないもの)又は、一九一二年の国際あへん条約の第二章に定めるあへん煙膏(生あへんから消費に適する物資を抽出する目的でこれに對して溶解、煮沸、加熱及びはつこうその他連続した特別な操作を施して得た生産物で、煙灰その他すべての吸煙残滓を含む)には適用されないことを規定している。

第五条

第一項は、この議定書の正文が中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文であること、並びにこの議定書が国際連合加盟国と經濟社会理事会によって勧説された非加盟国との署名又は受諾のために開放されていることを規定している。

国際連合総会は、經濟社会理事会の勧告に基き、一九四八年十月八日、すべての国際連合非加盟国がこの議定書の当事国となるよう勧説することを決議した。

第二項は、前記のいずれの国も次の方法の一によつてこの議定書の当事国となることができることを規定している。

(a) 無条件に署名すること。
(b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。
(c) 受諾すること。

受諾は、国際連合事務総長による文書を寄託する方法によつて行なわれる。

第六条

二十五以上の国(そのうちに中国、チエックコスローヴァ、アキア、フランス、オランダ、ボーランド、イスラエル、トルコ、英國、ソ連、合衆国及びユーゴー・スラヴィアのうちの五国を含むことを要する)がこの議定書の当事国となつた日の三十日後に効力を生ずることを規定している。

この議定書は、アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国、カナダ、セイロン、中国、デンマーク、エジプト、エティオピア、フィンランド、フランス、イタリア、レバノン、メキシコ、モナコ、ニュージーランド、ノールウェー、ボーランド、サウディアラビア、スウェーデン、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びイエーメンの二十五国が一九四九年十月三十一日までにこの議定書の当事国となつたので、同年十二月一日に効力を生じた。

第七条

この議定書に署名し、又はこれを受諾した国に對してこの議定書が効力を生ずる日について規定している。

第八条

この議定書の当事国が、自国の国際的責任を有する地域であつて本土以外にあるもの(殖民地、保護領、信託統治地域など)にこの議定書を適用する手続について規定している。

ど)にこの議定書を適用する手続について規定している。

第九条

この議定書の効力発生の日から五年の期間が満了した後、すなわち、一九五四年十二月一日以後には、この議定書の当事国は、本土についてもその他の地域についてもこの議定書を廢棄することができることを規定している。

第十条

国際連合事務総長がこの議定書の寄託に關連して有する任務について規定している。

第十二条

この議定書が、その効力発生の日に国際連合事務総長によつて国際連合事務局に登録されることを規定している。

四、末文

この議定書が、一九四八年十一月十九日にパリで作成されたことと述べている。

昭和二十七年三月二十一日印刷

昭和二十七年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所